### 菊陽町の歴史が詰まっています

## 町史・町史研究資料集を販売中です



● 生涯学習課 文化振興係 ☎(232)4917

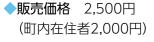
菊陽町史編纂室が平成6年度に発行した町史と、 町史に収めきれなかった資料などを平成8年度以 降に別冊として発行した町史研究資料集を生涯学 習課にて販売しています。

## 「菊陽町史」

お知らせ

◆大きく「総説編」「歴史編」「資料編」に分かれ ており、「総説編」では当時の菊陽町の概要と して自然環境や旧村の概要が掲載されています。 「歴史編」では町の歴史を古代、中世、近世、

近代、現代と章分けして解説 しています。「資料編」では、 菊陽の民俗や文化財、歴史年 表などが掲載されています。



## 「町史研究資料集」(全6巻)

◆第1~4集では菊陽町に存在する古文書、古記

録と解読文が掲載されています。第5集では菊 陽町に昔から伝わるこども遊びや方言などが掲 載されています。第6集では菊陽町の神仏に関 する調査の成果が掲載されています。

◆販売価格 1冊700円(町内在住者500円)

#### 購入について

- ◆購入方法(直接購入または郵送)
- ①生涯学習課窓口
- ②メールやFAXで申し込む (代金の振り込みを確認できたら、着払いで 郵送いたします。)

#### その他

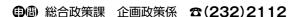
- ◆菊陽町史は菊陽町図書館及び町内の各センター で閲覧が可能です。
- ◆申込書様式等詳しくは町ホーム ページをご覧ください。



町ホームページ

## 平成元年2月号から28年12月号までを製本

# 「広報きくよう縮刷版」を販売中です



平成時代の町の様子を綴った、「広報きくよう縮 刷版3・4・5・6 (平成元年2月号~28年12 月号) | を販売しています。

## 「広報きくよう縮刷版」

菊陽バイパス(国道57号線)の開通(平成4年5 月号) や光の森駅開業(平成18年4月号)など、町 が発展していく様子が記録されています。また、 町民の皆さんがたくさん登場し、紙面を明るく 飾っていただきました。町と皆さんの歩みを振り 返ってみませんか。



## 購入について

#### ◆販売物

広報きくよう縮刷版3・4・5・6 4冊セット(分売はできません)

#### ◆販売価格

1セット 4千円

#### ◆購入方法

①総合政策課に電話で申し込み ②総合政策課窓口で代金支払い、受け取り

#### ●受付時間

午前8時30分~午後5時15分 (生)(円)(祝を除く)

#### ◆注意事項

- 販売用は数に限りがありますので、お早めに お申し込みください。
- 申し込みセット数に制限はありません。
- 郵便などでの発送はご相談ください。

# 年金生活者支援給付金請求手続きのご案内



年金給付金制度とは、消費税率引き上げ分を活用し、公的年金等の収入金額やその他の所得額が一定 基準額以下の年金受給者の生活を支援することを目的に、年金に上乗せして支給されるものです。

## 対象となる人・給付金額

対象となる人		給付金額
老齢基礎年金受給者	次の①~④をすべて満たしている人 ①65歳以上で老齢基礎年金を受給中 ②日本国内に住所がある ③世帯全員が町民税非課税 ④前年の公的年金収入額とその他の所得額の合計が881,200円 以下	月額5,020円を基準に、 保険料納付済期間など に応じて算出されるため、金額は受給者ごと に異なります。
障害基礎年金 受給者	次の①~③をすべて満たしている人 ①障害基礎年金受給中 ②日本国内に住所がある ③前年の所得額が4,721,000円+扶養親族数× <u>38万円<sup>(* 1)</sup></u> 以下	障害基礎年金 1 級 月額6,275円 障害基礎年金 2 級 月額5,020円
遺族基礎年金受給者	次の①~③をすべて満たしている人 ①遺族基礎年金受給中 ②日本国内に住所がある ③前年の所得額が4,721,000円+扶養親族数× <u>38万円<sup>(* 1)</sup></u> 以下	月額5,020円 (ただし、複数の子が受給している場合、5,020円を子の数で割った金額がそれぞれの子に給付されます。)

※1 38万円の扶養基準額は、同一生計配偶者のうち70歳以上の人または老人扶養親族の場合は48万円、 特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。

## 留意事項

## ◆新たに年金生活者支援給付金を受け取る人

新たに受け取りの対象になる人には、日本年 金機構から順次お知らせが届きます。同封のは がき(年金生活者支援給付金請求書)に必要事項 を記入し返信してください。

#### ◆年金を受給し始める人

• 年金の請求手続きと併せて年金事務所か、町 民課で請求手続きをしてください。

※町民課での請求手続きは、年金加入期間が 第1号被保険者のみに限ります。

#### ◆添付書類は不要

- 町から年金機構へ提供している所得情報によ り、支給要件を満たしているか判定している ので、基本的に課税証明などの添付は必要あ りません。
- ※所得情報を確認できない場合、提出をお願 いする場合があります。
- 支給要件を満たす場合、2年目以降のお手続 きは原則不要です。
- 支給要件を満たさなくなった場合、年金生活 者支援給付金は支給されません。その際は 「年金生活者支援給付金不該当通知書」が届 きます。

- ■日本年金機構や厚生労働省を装った不審な電話 や案内にご注意ください。口座番号をお聞きし たり、手数料などの金銭を求めたりすることは ありません。
- ■厚生労働省の給付金サイトもご覧ください。

ホームページURL https://www.mhlw.go.jp/ nenkinkyuufukin/index.html



#### 年金生活者支援給付金制度 特設サイト

◆問い合わせ

給付金専用ダイヤル ☎0570(05)4092 050から始まる電話でおかけになる場合 **203(5539)2216** 

午前8時30分~午後7時 火)~金 午前8時30分~午後5時15分 第2出 午前9時30分~午後4時 ※ 例が 祝の時は、翌開所日が午後7時まで ※出(第2土曜日を除く) (回) (税、12月29日(休) ~1月3日火はご利用できません。

※お問い合わせの際は、基礎年金番号が分か るものをご準備ください。